



事務処理基準の見直しに関する方向性

2026年1月30日

環境省 水・大気環境局 環境管理課 環境汚染対策室



- 1. 事務処理基準の見直しに向けた論点整理**
2. 論点への対応
3. 事務処理基準の見直しに関する方向性（案）

現行の事務処理基準における算定方法



- 「望ましい測定局数の水準」 = ア 全国的事務処理基準における算定方法 + イ 地域的視点から必要な測定局数

- **ア 全国的事務処理基準における算定方法**

- ① 人口及び可住地面積による算定（人口75,000人当たり1局 or 可住地面積25km²当たり1局のうち少ない方）

※都道府県等を発生源の状況、人口分布、気象条件等に応じて幾つかの地域に細分化した上で、その地域区分ごとに測定局数の調整を行うことも可能

- ② 環境濃度レベルに対応した測定局数の調整（濃度レベルを高、中、低に区分し、①に調整係数1/1、1/2、1/3をかける）
 - ③ 測定項目の特性に対応した測定局数の調整（測定項目により①②に調整係数4/3、2/3、1/2、1/4をかける）

- **イ 地域的視点から必要な測定局数の算定**

- ① 自然的状況の勘案、② 社会的状況の勘案、③ これまでの経緯の勘案

- 望ましい測定局数の水準は「ア 全国的事務処理基準における算定方法」、及び「イ 地域的視点から必要な測定局数の算定」により算定される。
- 「ア 全国的事務処理基準における算定方法」は人口、面積等の全国一律の指標に基づき算定する必要な測定局数、「イ 地域的視点から必要な測定局数の算定」は地域固有の事情を勘案した場合に必要な測定局数。

事務処理基準改正の経緯

- 平成13年に制定されて以降、大気環境を取り巻く状況の変化に応じ改正が行われている。
- 現行の事務処理基準は、平成17年に改正された際の測定局数の算定方法をベースとしている。

平成13年：制定

- ・ 地方分権改革により機関委任事務が廃止され、自治事務又は法定受託事務に区分。
- ・ 大気汚染防止法に規定する地方公共団体が処理すべき事務のうち、常時監視が地方公共団体の法定受託事務になったことにより、事務処理基準が制定された。

平成22年改正

- ・ PM_{2.5}の環境基準の設定を受け、測定体制の追加的整備のため、事務処理基準にPM_{2.5}を追加した
- ・ 既存の測定項目についても所要の改正を行い、都道府県等による測定局算定の弾力的な運用を可能とするため地域を細分化して調整できる旨を追加した。

平成19年改正

平成25年改正

令和4年改正

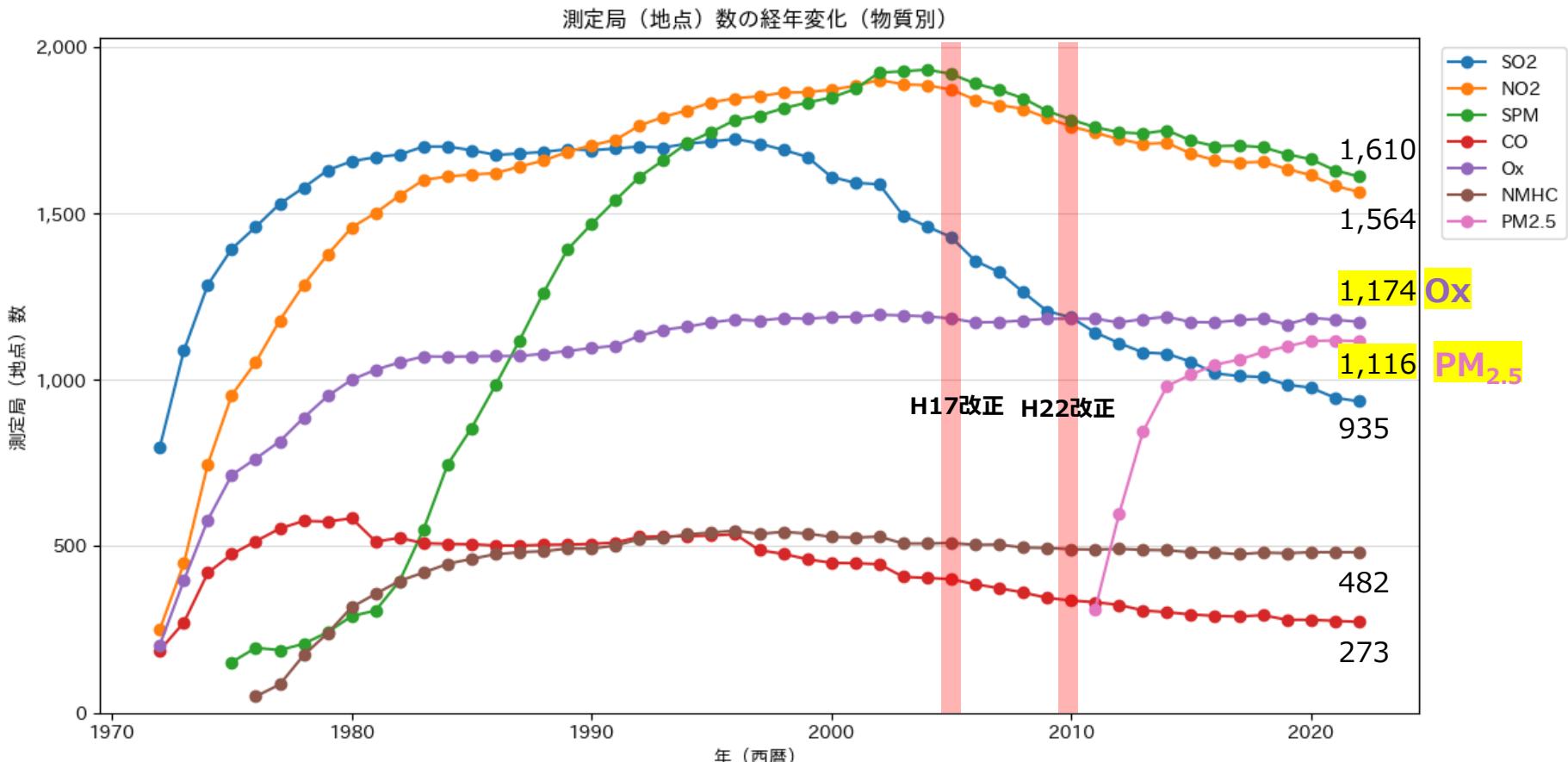
平成17年改正

- ・ 大気の汚染の状況の変化及び三位一体補助金改革に伴う常時監視に係る国の補助制度の廃止等の状況を受け、一部改正を行った。
- ・ 常時監視のための望ましい測定局数の水準の算定式を以下の通り提示。当該水準に基づき必要となる測定局数を確保、適切に配置し、常時監視の実施を求ることとした。
「望ましい測定局数」= ア 全国的大視点から必要な測定局数 + イ 地域的大視点から必要な測定局数

測定局の現状（設置局（地点）数）

- 大気汚染防止法（昭和45年法律第18号）第22条に基づき、都道府県知事は大気の汚染の状況の常時監視を行う。大気の常時監視は各都道府県等（※）の法定受託事務。
- 国が定める事務処理基準に従い、各都道府県は望ましい測定局数を算出、測定局を設置。

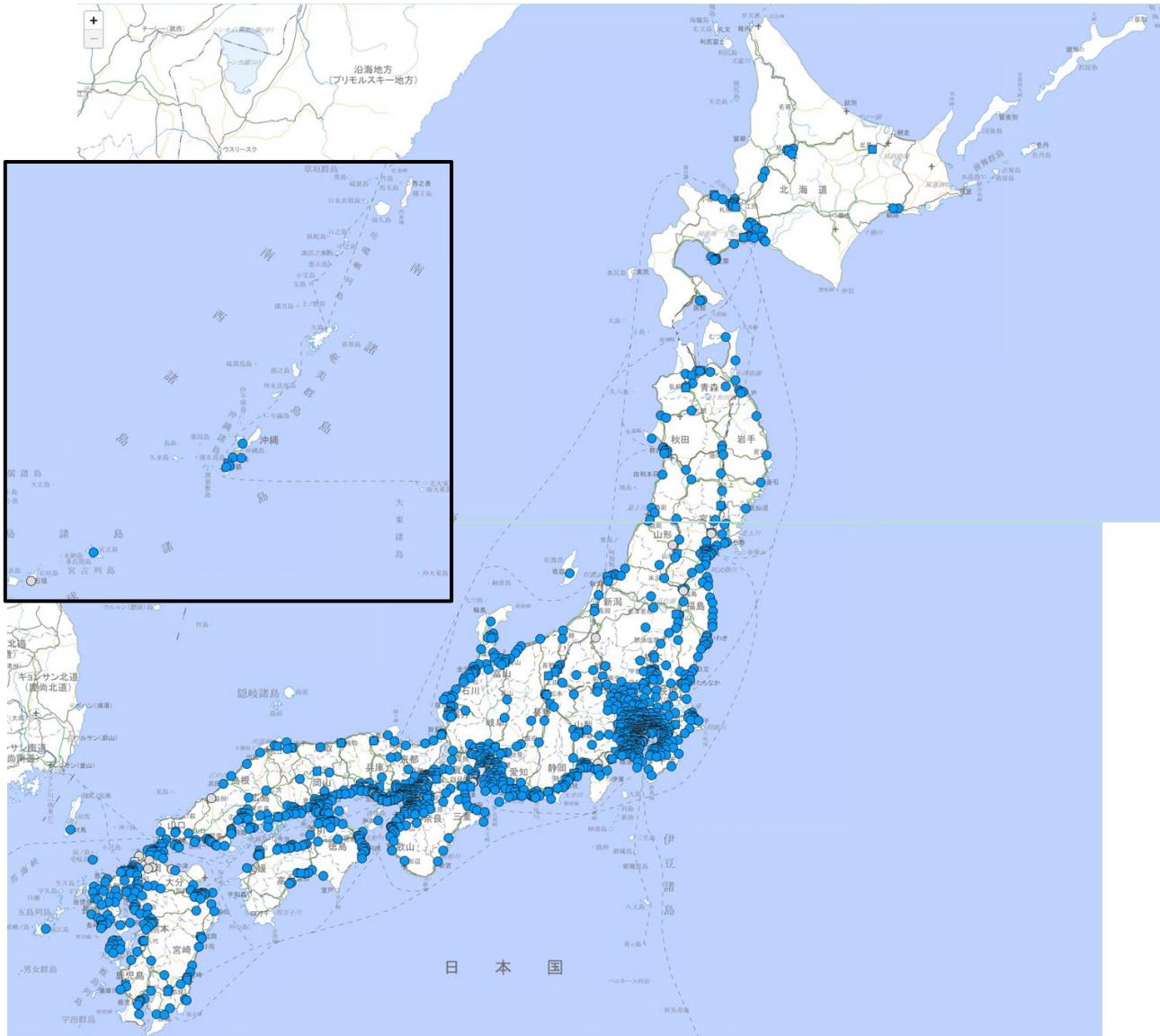
※都道府県 + 大気汚染防止法の政令市



測定局の現状（立地状況）



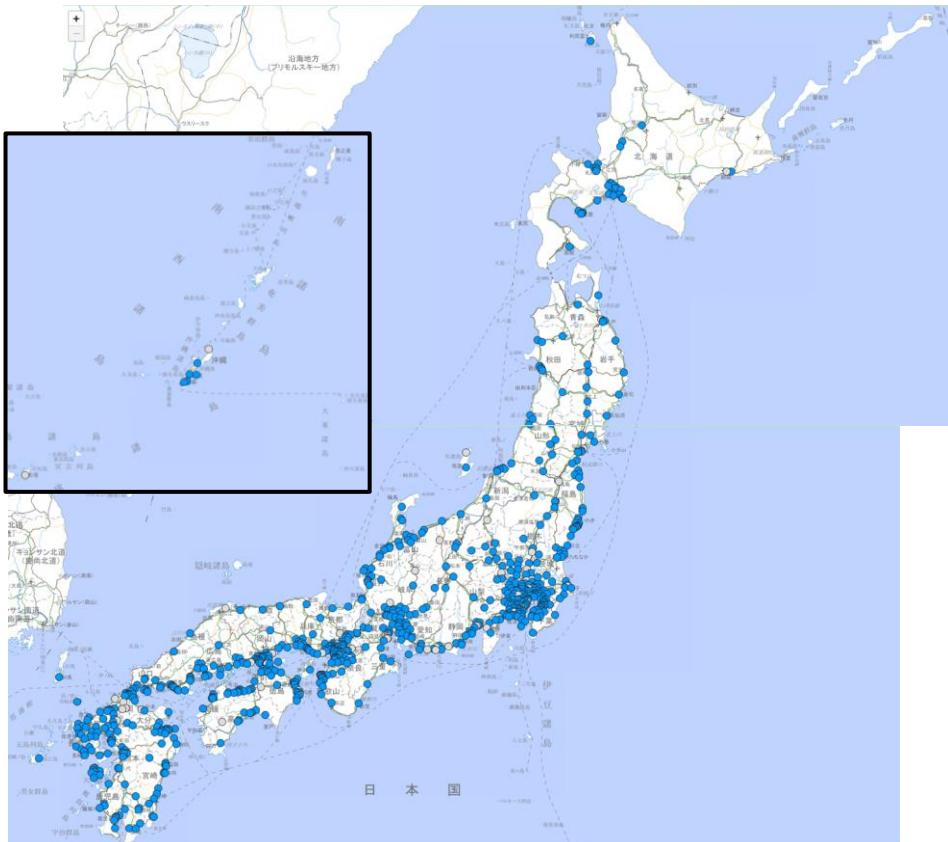
測定局の立地状況例（SPMの測定局）



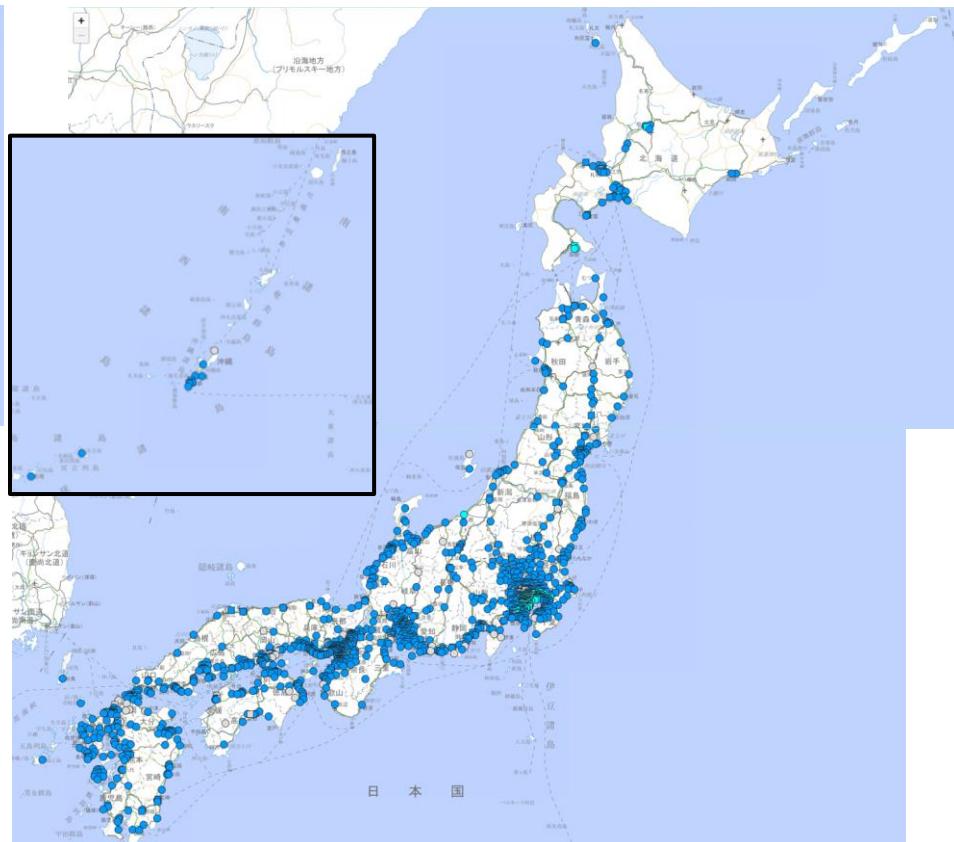
測定局の現状（立地状況）



測定局の立地状況例（SO₂の測定局）

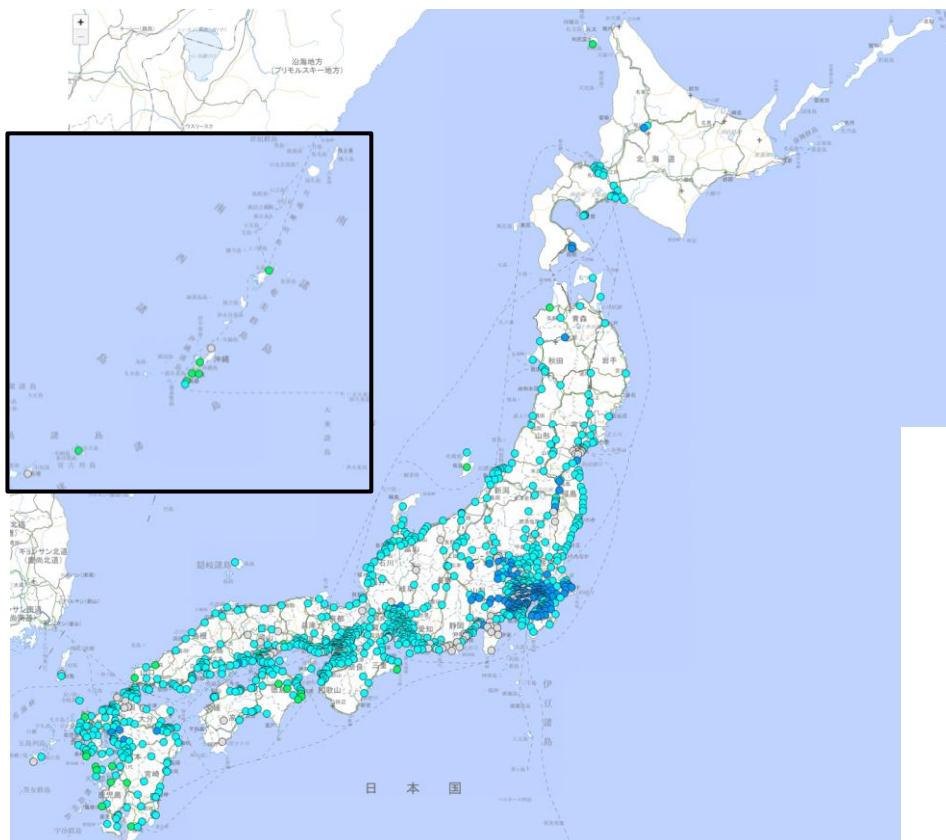


測定局の立地状況例（NO₂の測定局）

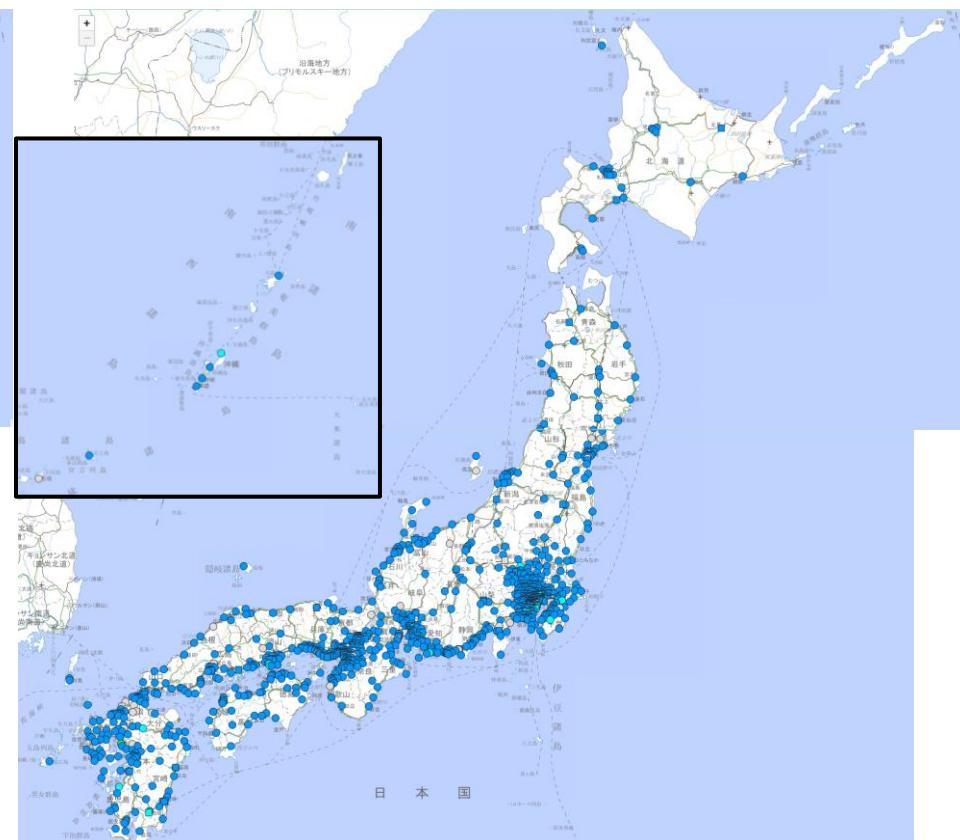


測定局の現状（立地状況）

測定局の立地状況例（O_xの測定局）



測定局の立地状況例（PM_{2.5}の測定局）



事務処理基準の見直しに向けた論点整理

- ・ 大気環境行政における課題は多様化する一方、限られた予算・人員の中での対応が必要。
- ・ 多様な課題へ取り組むにあたり、常時監視における測定局数について見直しを行い、効率的・効果的なモニタリング体制を構築することが求められる。

大気環境行政における 多様な課題



気候変動対策との親和



生物多様性の保全、循環型社会の構築との同時推進



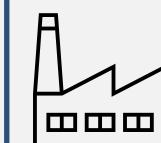
デジタル技術を活用した環境管理



科学的知見の充実、技術の開発等



有害大気汚染物質・石綿・水銀への対応



大気の常時監視

予算・人員



効率的・効果的な体制とすることが必要

事務処理基準の見直しにおいて、以下の論点が考えられる。

論点1. 「ア 全国的視点から必要な測定局数」

①人口基準及び可住地面積基準の見直しについて

②算定にあたっての地域の細分化について

論点2. 「イ 地域的視点から必要な測定局数」

①定量的な表現について

②地域的視点からの測定局数の調整について

論点3. 今後の課題

- ・人口動態の変化を踏まえた常時監視体制
- ・ローコストセンサー等の活用を見据えたモニタリング体制の検討

1. 事務処理基準の見直しに向けた論点整理

2. 論点への対応

論点 1. 「ア 全国的視点から必要な測定局数」

①人口基準及び可住地面積基準の見直しについて

②算定にあたっての地域の細分化について

論点 2. 「イ 地域的視点から必要な測定局数」

①定量的な表現について

②地域的視点からの測定局数の調整について

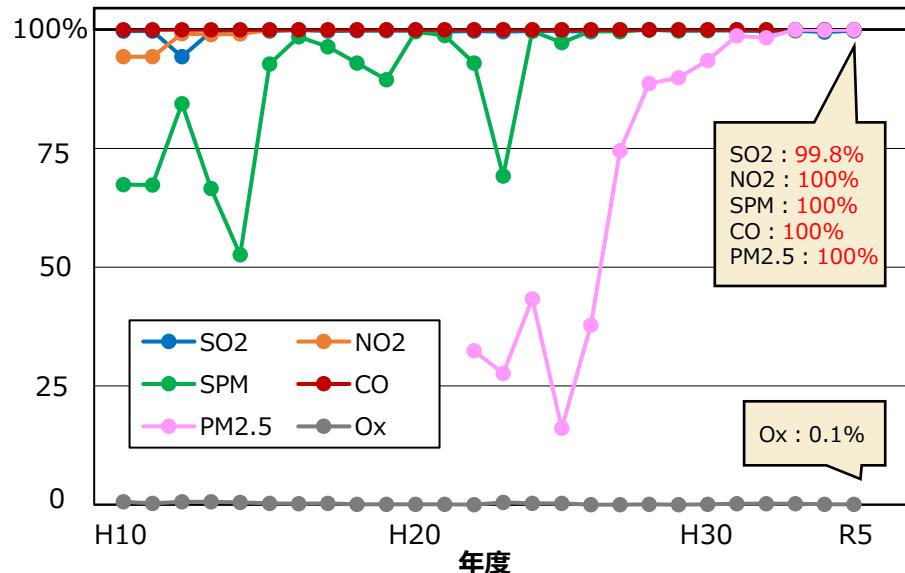
論点 3. 今後の課題

3. 事務処理基準の見直しに関する方向性（案）

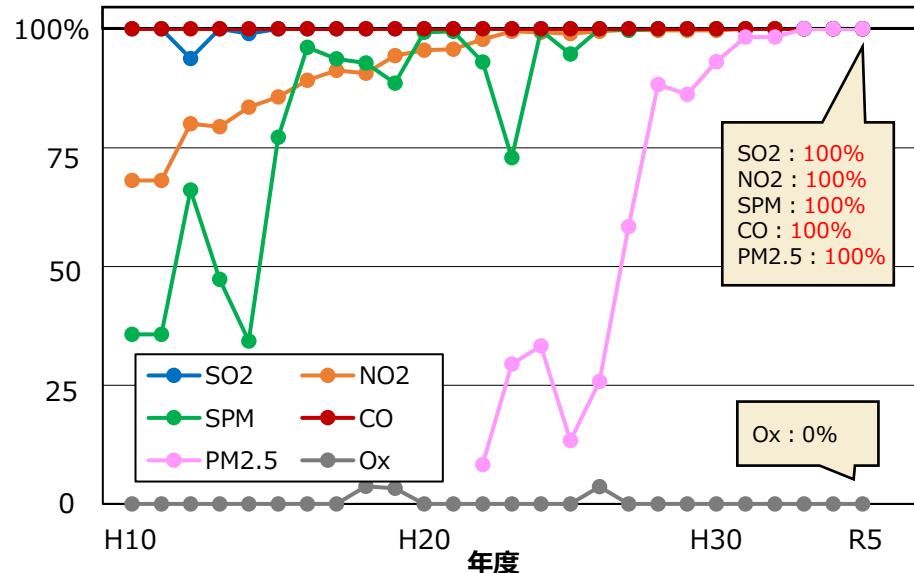
【論点 1 ①】大気環境の改善状況

- 大気汚染防止法に基づく工場・事業場などの固定発生源や自動車などの移動発生源からの排出ガス規制、燃料対策、自動車 NOx・PM 法に基づく車種規制、低公害車の普及促進等により大気環境は改善。
- 大気汚染物質のうち**二酸化窒素、浮遊粒子状物質などの国内の環境基準達成率はほぼ100%。**

物質別環境基準達成率（一般局）



物質別環境基準達成率（自排局）



一方…

- 光化学オキシダント**は環境基準達成率が0%に近い水準。また、環境基準の見直しについて令和7年12月に中央環境審議会より答申されたところ。
- PM_{2.5}**は、令和3年度に環境基準達成率が100%となつたが、近年諸外国において環境基準等を見直す動き。

濃度動向の継続的な把握が依然として重要度高

【論点1①】人口基準の見直し案



現行の人口基準の根拠（平成17年6月大気環境モニタリングの在り方について-報告書-）

○人口基準：人口 75,000 人当たり 1 局とする。

（理由）代表的な大気汚染物質である二酸化硫黄、二酸化窒素、SPM の測定局数がほぼ最高に達した時点での測定局数は概ね 1,700～1,800 である。今後大気環境が悪化する等の事態が生じた場合、これまでの最高のモニタリング水準を概ね確保することを担保するためには、全国で1,700 局程度は必要と考えられる。人口75,000 人当たり 1 局の場合、全国でみれば約 1,700 局となる。

- 平成17年当時は大気環境が悪化する可能性を考慮し、これまでの最高のモニタリング水準を概ね確保するとの考え方から基準を定めた。
- 一方、大気環境は改善傾向であるうえ、今後は効率的・効果的な体制とすることが必要。
- 常時監視測定結果等から今後の常時監視においては、特に光化学オキシダント及びPM_{2.5}の濃度動向の把握が重要といえるため、光化学オキシダント及びPM_{2.5}を見直しの考え方のベースとして再計算する。

■見直しの方針案

光化学オキシダント及びPM_{2.5}の現在の測定局数約1,200局をベースに、現在の総人口約1億2千万人で人口基準を再計算

$$1\text{億}2\text{千万人} \div 1,200\text{局} = 10\text{万人当たり}1\text{局}$$

人口基準については10万人当たり1局としてはどうか。

【論点1①】可住地面積基準の見直し案

現行の可住地面積基準の根拠（平成17年6月大気環境モニタリングの在り方について-報告書-）

○可住地面積基準：25km²当たり1局とする。

（理由）「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について」（昭和46年8月25日付け環境庁大気保全局長通知）で定められているいおう酸化物測定局の標準配置基準を準用するのが適切である。

- 可住地面積基準においても同様に、濃度動向の把握の重要度が高い光化学オキシダント及びPM_{2.5}を見直しの考え方のベースとし、平均的な測定局数として、可住地面積及び現在の測定局数から計算する。なお、可住地面積基準は、人口過密な大都市部では人口基準を一律に当てはめるのは合理的ではないという観点で定めているため、計算にあたっては都市部等におけるデータを用いる。
- 都市部等に含める対象については、東京都、神奈川県、大阪府及び大気汚染防止法の政令市（地方自治法に基づく指定都市及び中核市、並びに政令で定める市）が考えられる。

	項目別測定局数							可住地面積 (km ²)
	SO2	NO2	SPM	CO	Ox	NMHC	PM2.5	
東京都	28	84	85	31	43	32	84	1,423
神奈川県	52	88	90	17	61	35	71	1,474
大阪府	42	98	97	15	66	29	59	1,334
大防法政令市（東京都、神奈川県、大阪府の政令市を除く）合計	276	500	508	109	372	168	354	14,973
合計	398	770	780	172	542	264	568	19,204

■見直しの方針案

光化学オキシダント及びPM_{2.5}の都市部等における測定局数約570局、都市部等の可住地面積の合計約1万9千km²から計算

$$1\text{万}9\text{千km}^2 \div 570\text{局} = 33\text{km}^2\text{当たり1局}$$

可住地面積基準については33km²当たり1局としてどうか。

【論点1②】算定にあたっての地域の細分化

- 必要な測定局数の算定をきめ細やかに行う観点から、地域の細分化による弾力的な運用について現行の事務処理基準に記載している。
- 都道府県で一律に望ましい数の算定を行うのではなく、任意の地域区分に細分化した上で、その地域区分ごとに算定を行うことを可能とする趣旨**である一方、**不明瞭で活用が困難**との意見がある。

現行の事務処理基準の記載

ア 全国的視点から必要な測定局数の算定

① 人口及び可住地面積による算定

大気汚染物質に係る環境基準又は指針値等（以下「環境基準等」という。）は、人の健康の保護の見地から設定されたものである。したがって、大気汚染物質の人への曝露の指標となる以下の人口基準及び可住地面積（総面積から林野面積及び湖沼面積を差し引いたもの。）基準で算定された都道府県ごとの測定局数のうち、数の少ない方を都道府県ごとの基本的な測定局数とする。

(a) 人口 75,000 人当たり 1 つの測定局を設置する。

(b) 可住地面積 25 km²当たり 1 つの測定局を設置する。

なお、都道府県等を発生源の状況、人口分布、気象条件等に応じて幾つかの地域に細分化した上で、その地域区分ごとに測定局数の調整を行うこともできることとする。



■見直しの方針案

上記内容について具体的な運用例等を見直しの契機に改めて周知することとしてはどうか。

【論点1②】都道府県と政令市の関係の明確化案



- 都道府県と大気汚染防止法上の政令市の役割・関係が現状の事務処理基準では必ずしも明確でなく、測定局数の算定にあたっての両者の関係が明記されていない。
- 都道府県と政令市はそれぞれの常時監視を担っており、測定局の設置を行うため、それぞれ測定局数の算定を行うことを基本とすることが妥当と考えられる。

現行の事務処理基準の記載

2. 測定局の数及び配置

(1) 測定局数

上記1. の測定対象に係る大気汚染状況を常時監視するための測定設備が設置されている施設を測定局という。都道府県は、政令市と協議の上、当該都道府県における測定項目ごとの望ましい測定局数の水準を決定するものとする。望ましい測定局数の水準は、以下のアに規定する全国的視点から必要な測定局数に、以下のイに規定する地域的視点から必要な測定局数を加えて算定する。

■見直しの方針案

都道府県と政令市は、協議の上、当該都道府県及び政令市における測定項目ごとの望ましい測定局数の水準を決定することを追記してはどうか。

A県



A県は政令市と協議の上測定項目ごとの望ましい測定局数の水準を決定するにあたり、政令市を除いた人口、可住地面積を用いて測定局数を算定することを基本とする

【論点2①】定量的な表現について

- 「イ」において地域の固有の事情を勘案し、必要な測定局数を算定することとしており、特に、既存の測定局については、これまでの経緯を十分に勘案し、必要に応じて、望ましい測定局数の水準に加算することにより、存続を図ることとしている。
- 地域的視点からの必要な測定局数の算定は事務処理基準において定性的に表現している一方で、実務上の判断を行う際には定量的な表現や具体的な例示が必要とされる場合も多い。
- 定量的な表現は地域の固有の実情を十分に反映した調整を行うことを難しくさせる可能性があるため慎重になるべきであるが、従来の基準を例示することは支障はないと考えられる。

現行の事務処理基準の記載

イ 地域的視点から必要な測定局数の算定

③ これまでの経緯の勘案

設置されてから相当の期間を経過し、継続して測定をしてきた測定局については、大気環境の経年変化を知る上で重要な意義を有している。また、測定局の有用性について地域住民から高い評価を得ており、測定局が地域では所与のものとして受け止められている場合も多い。このように、既存の測定局については、これまでの経緯を十分に勘案し、必要に応じて、望ましい測定局数の水準に加算することにより、存続を図ることとする。

■見直しの方針案

事務処理基準の「これまでの経緯の勘案」において、必要に応じて人口75,000人当たり1局、可住地面積25km²当たり1局、等の基準を用いることが考えられることを示してはどうか。

【論点2②】地域的視点からの測定局数の調整について



- 現行の事務処理基準においては、イの観点では測定局数を加算することを想定した記載としている。
- 一方、地域の固有の事情を勘案し、必要な測定局数を算定するという趣旨に照らすと、地域における固有の事情から十分な根拠が認められる場合においては、必ずしも増やす方向の調整のみに限定されるものではないと考えられる。

■見直しの方針案

望ましい測定局数の水準のうち、アの全国的視点は全国一律の基準を用いて人口及び可住地面積から算定されるため、地域の固有の事情を勘案する必要がある。地域における固有の事情から十分な根拠が認められる場合においては、必ずしも地域的視点による調整は増やす方向のみに限定されるものではなく、減らす方向に調整される場合もあると考えられる。事務処理基準において、地域固有の事情を勘案し十分な根拠が認められる場合、測定局数の減算を行うことも検討し得ることを示してはどうか。

(イによる必要な測定局数の調整の例)

(1) 増やす方向の例

- 海陸風や盆地・山岳の影響により、同一都道府県内でも大気環境が大きく異なる地域
- 主要幹線道路沿い・大規模工業地帯など、局地的高濃度が懸念される地域 等

(2) 減らす方向の例

- 近接する複数局の代表性等を考慮し、空間的にほぼ同一の大気環境を示すことが確認された場合
- 人の居住が無く、その他の影響を総合的に踏まえた結果、常時監視の必要性が無いことが明らかな土地の面積を、可住地面積基準による算定対象外面積とする
- 長期的に環境基準を十分下回り、政策的なフォローアップの優先度が相対的に低いと判断される場合(ただし、減算にあたっては測定局の空白域ができるよう配慮する)

【論点3】今後の課題

1. 人口動態の変化を踏まえた常時監視体制

- ・ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」によると、総人口は2030年には約1億2千万人、2050年には約1億人と推計。特に地方部で顕著であり、今後急速に人口減少が生じる見込み。
- ・ 一部都道府県においては人口基準による算定数が極端に小さいものとなる可能性も考えられるため、将来の人口推計や地域の人口動態の変化に配慮し、適正な常時監視体制を構築することが求められる。

2. ローコストセンサー等の活用を見据えたモニタリング体制の検討

- ・ 近年、新たな計測技術（ローコストセンサー等）が進展しており、地域の大気状況をより細密かつ迅速に把握するための補完的な手法として活用が期待されている。
- ・ 公定法による計測との関係の整理を含め、これらの新技術を効果的に組み合わせ従来の常時監視測定網を補完しつつ地域の環境管理を機動的に行うことが可能となる新たなモニタリング体制の在り方について、検討を進める。

1. 事務処理基準の見直しに向けた論点整理
2. 論点への対応
3. 事務処理基準の見直しに関する方向性（案）

事務処理基準の見直しに関する方向性（案）



■ 現行の算定基準

- ・人口基準 7万5千人当たり 1局
- ・可住地面積基準 25km²当たり 1局

計 1,400地点程度 × 環境濃度レベル・測定項目の特性に対応した調整 + (イ) 地域的な視点

※都道府県単位で試算。各都道府県における端数の扱いにより値が前後するため、目安としての値

■ 見直し案

- ・人口基準 10万人当たり 1局
- ・可住地面積基準 33km²当たり 1局

※都道府県と大気汚染防止法政令市は、協議の上、当該都道府県及び政令市における測定項目ごとの望ましい測定局数の水準を決定する。

※「イこれまでの経緯の勘案」の算定を行う場合には、必要に応じて従来の基準（7万5千人、25km²）を用いる。

計 980地点程度 × 環境濃度レベル・測定項目の特性に対応した調整 ± (イ) 地域的な視点

※都道府県、政令市単位で試算。各都道府県、政令市における端数の扱いにより値が前後するため、目安としての値